

平成25年度
～ 鹿沼市庁舎整備事業～

鹿沼市新庁舎整備基本構想
骨子(案)

◇◇◇ “安全で市民が利用しやすい庁舎” を目指して! ◇◇◇



鹿沼市庁舎整備検討委員会

<<< 目 次 >>>

I	新庁舎整備構想の策定にあたって	
1	整備構想策定の背景と目的	1
2	整備構想の位置づけと性格	4
3	整備構想の基本的な視点<必要性・方向性>	6
II	望まれる庁舎像と基本目標	～新庁舎の位置付けと役割～ 7
III	新庁舎整備における基本理念	～目標達成へのキーワード～ 10
IV	庁舎の現状と課題について	～目標達成に向けての実態把握～
1	市庁舎の建物概要について	11
2	耐震診断の結果について	13
3	市庁舎の現状と課題について	16
V	新庁舎に“求められる機能”について	～安全で利用しやすい庁舎機能を求めて～
1	庁舎に求められる機能について	22
2	庁舎に導入すべき施設・設備等について	24
VI	新庁舎の整備方針について	
1	新庁舎の規模について	
(1)	新庁舎の対象職員数	～規模算定に参入する職員数(部・課)～ 34
(2)	将来人口と新庁舎における職員数の考え方	36
(3)	市議会議員数の考え方	38
(4)	必要面積の算定方法	39
(5)	市民サービスの充実に伴う必要面積の算定	～付加する必要面積～ 40
(6)	想定する新庁舎の規模	42
(7)	部局(部・課)の配置における基本的な考え方	43
(8)	想定する駐車場の規模	45
2	新庁舎の事業規模(概算事業費)について	
(1)	事業費算定の考え方	～想定する事業費～ 46
(2)	概算事業費の算出	49
(3)	財源の検討	～財政負担のシミュレーション～ 50
3	新庁舎の整備方法について	
(1)	整備方法の基本的な考え方	
(2)	庁舎整備におけるパターン化	

(3) 整備パターンの評価基準
(4) 評価方法の設定
(5) 整備パターンの評価結果
(6) 想定する整備方法
4 新庁舎の位置について	
(1) 新庁舎位置の基本的な考え方
(2) 候補地の選定
(3) 位置選定の評価基準
(4) 評価方法の設定
(5) 候補地の評価結果
(6) 想定する新庁舎の位置
VII 事業実施主体（事業手法）の検討について
VIII 新庁舎整備構想の実行にあたって ～構想の実現に向けて～	
1 施設整備のスケジュールについて
2 具現化に向けた推進体制について

【 参 考 資 料 】

◇ 鹿沼市庁舎整備検討委員会委員名簿・要綱・検討経過について
◇ 必要面積の算定方法について
・起債許可算定基準に基づく新庁舎床面積の算定表	
・国土交通省新営一般庁舎面積算定基準による算定表	
・他市庁舎建設事例からの職員一人当りの面積表	
◇ 他市庁舎建設事例からの1㎡当り本体工事単価について
◇ 庁舎の整備方法について
・庁舎整備パターンの評価に伴う重点項目の選定結果について	
・庁舎整備パターン別の利点・課題、問題点について	
・整備パターン別の想定する整備形態（建築面積・階数・駐車台数）について	
・整備パターン別の概算費用及びその他の参考事項について	
◇ 庁舎整備パターンの評価の結果について
◇ 新庁舎の位置について
・“木のまちかぬま”等まちづくりにおける鹿沼らしさについて（木造、木質化への対応）	
・関連計画（総合計画、都市マスタープラン等）との整合性について	
・公共交通における交通体系について（バス路線の数、路線網の集積性）	
・他施設との複合サービスの可能性について（官公庁施設の集約性）	
・取得コストの比較について	
・事業における財源計画について（建設コスト「基礎・造成工事等」の財政への負担度）	
・事業の実現性について（関係法令や合併特例債活用等、建設スケジュールの実効性）	
・鹿沼市公共施設等の配置について	
◇ 庁舎位置選定に伴う評価の結果について
◇ 庁舎整備に関するアンケート調査及び世論調査の状況について

I 新庁舎整備構想の策定にあたって

1 整備構想策定の背景と目的

（1）基本構想策定までの経緯

昭和 23 年に「鹿沼町」が市制を施行し、その後、昭和 29 年に 1 市 7 か村、昭和 30 年に 2 か村が合併し、栗野町も 1 町 3 か村が合併し、それぞれの行政区域を形成しました。

昭和 33 年 4 月に本館及び議会棟が建設され、その後、昭和 45 年に本館「増築棟」の増築及び「東館」が新築されています。

さらに、昭和 55 年に本館「付属棟（市民ホール）」の増築及び「新館」の新築等を重ねまして、建物 5 棟の構成により現在の市庁舎になっています。

そして、平成 18 年 1 月 1 日に鹿沼市と栗野町の両市町が合併し、新しい鹿沼市が誕生し、美しい自然環境と特色のある地域文化や産業など、更に魅力を加え新たな歴史を刻みながら、県西部の拠点施設として長く市民に親しまれ、多くの市民に利用されています。

一方、本館と議会棟については 55 年が経過し、本館増築棟と東館は 43 年が経過、新館は 33 年が経過するなど、建設から時間が経過しており、すでに耐用年数を超過している建物、あるいは耐用年数まで数年になっているのが、市庁舎の現状であります。

また、本市の発展や合併など、時代の進展に伴い、庁舎としての機能をはじめ、物理的に数々の問題が生じています。

特に、現市庁舎はここ数年、敷地や建物は著しく狭隘化が進んだことや、建物や窓口の分散化によりワンストップサービスが困難であり、また、ICT 化、バリアフリー化対応への限界、施設、設備の老朽化による維持管理費の増大などの問題も抱えています。

平成 23 年 3 月に発生しました「東日本大震災」を契機に、市庁舎の耐震診断を実施した結果、市庁舎全棟で震度 6 強から 7 の地震に対して「倒壊する危険性が高い」、あるいは「倒壊する危険性がある」との結果が報告され、現庁舎建物の耐震性能が不足し、予想以上に劣化が進行していることが明らかになり、早急に新庁舎建設の検討をする必要が生じました。

市庁舎には、市民生活に関わる多くの機能、大切な情報が集約されており、災害等有事の際にはこれらを守り、市役所としての機能を維持しつつ、防災拠点としての役割を果たす必要があります。

このような状況から、市民の利便性の向上と、市民サービスの効率化を図るとともに、まちの活性化も勘案しながら、市庁舎の整備に着手していくため、平成 24 年に市民で構成する「庁舎整備検討委員会」が設置され、「庁舎整備のあり方及び基本構想等」について、市から委員会に諮問されました。

そして、平成 26 年 3 月に同委員会より「庁舎整備のあり方及び基本構想（案）」について「答申」が出されました。

<<市庁舎整備等に関する沿革>>

- ◇ 昭和 23 年（1948）⇒10 月 10 日、市制施行
- ◇ 昭和 29 年（1954）⇒鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村、北押原村、西大芦村、加蘇村、北犬飼村合併
- ◇ 昭和 30 年（1955）⇒鹿沼市が南摩村、南押原村を合併
⇒栗野町、粕尾村、永野村、清洲村合併
- ◇ 昭和 33 年（1958）⇒鹿沼市本庁舎完成（議会棟含む）
- ◇ 昭和 45 年（1970）⇒本館「増築棟」増築及び「東館」の新築
- ◇ 昭和 55 年（1980）⇒本館「付属棟」増築（市民ホール）及び「新館」の新築
- ◇ 平成 11 年（1999）⇒市民情報センター開館（健康課・生涯学習課の移動）
- ◇ 平成 17 年（2005）⇒「新市建設計画」策定（新庁舎整備の位置づけ）
- ◇ 平成 18 年（2006）⇒鹿沼市・栗野町合併
⇒商業施設「イトーヨーカドー」の撤退により、その跡地への新庁舎建設の署名（庁舎移転要望書：40,000 名）が市長に提出される。
(～平成 20 年) ⇒庁内に「新庁舎建設問題検討委員会」及び「庁舎検討部会」、「庁舎検討ワーキンググループ」の設置
- ◇ 平成 23 年（2011）⇒本庁舎（4 棟）及び東館（1 棟）の耐震診断実施
- ◇ 平成 24 年（2012）⇒第 6 次鹿沼市総合計画「ふるさとかぬま『絆』ビジョン」策定（新庁舎整備の位置づけ）
⇒（～平成 25 年）『庁舎整備検討委員会』の設置
⇒市から委員会へ「諮問書（庁舎整備のあり方及び基本構想等）の提出
⇒庁内に『庁舎整備ワーキンググループ』の設置
⇒「市議会庁舎整備検討委員会」の設置
- ◇ 平成 25 年（2013）⇒委員会から市へ「庁舎整備のあり方及び基本構想（案）等について」答申
- ◇ 平成 26 年（2014）⇒「庁舎整備基本構想」（案）に対する市民意見募集実施
『庁舎整備基本構想』策定



（２）整備構想策定の目的

整備構想においては、現市庁舎の現状と課題をはじめ、新庁舎の必要性の合意形成及び新庁舎の候補地の選定を踏まえ、建設の実現に向けて庁舎の整備規模（必要面積）、事業規模（事業費・財源）、整備方法（改修・建替）、施設機能（求められる機能）など、基本計画や設計に向けての条件を検討し、一定の整理を行います。

- ☞ 新庁舎の完成時の具体的なイメージが明確になるのは、基本計画や基本・実施設計段階であり、整備構想では、基本計画や設計の前提となる基本的な考え方をまとめています。
- ☞ 基本構想をもとに、今後、基本計画をまとめ、その後、基本・実施設計を行い、そして、市の発注により新庁舎を建設する流れとなります。
- ☞ その大元になるのが、整備構想であり、今回の整備構想策定は、新庁舎建設の方向性を定める重要な段階になります。
- ☞ 整備構想（案）の策定にあたっては、建築専門家の学識経験者をはじめ、専門的分野における関係者や市民の関係団体等の代表による「庁舎整備検討委員会」を設置し、検討を進めてきました。
- ☞ 「庁舎整備検討委員会」から整備構想（案）の答申を受け、この整備構想（案）を基本として、庁内に「新庁舎整備構想策定委員会」を設置し、検討を進め整備構想をまとめています。

新庁舎整備構想の概要

- I 新庁舎整備構想の策定にあたって
⇒策定の背景と目的・位置づけ・性格・基本的な視点
- II 望まれる庁舎像と基本目標 ～～新庁舎の位置付けと役割～～
- III 新庁舎整備における基本理念 ～～目標達成へのキーワード～～
- IV 庁舎の現状と課題について ～～目標達成に向けての実態把握～～
⇒建物概要・耐震診断結果・現状と課題
- V 新庁舎に“求められる機能”について ～安全で利用しやすい庁舎機能を求めて～
- VI 新庁舎の整備方針について
⇒新庁舎規模・事業規模（概算事業費）・新庁舎整備方法・新庁舎位置
- VII 事業実施主体（事業手法）の検討について
- VIII 新庁舎整備構想の実行にあたって ～～構想の実現に向けて～～

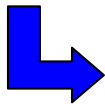
2 整備構想の位置づけと性格

(1) 整備構想の位置づけ

庁舎整備については、市民生活の利便性向上を目指し、財政計画との整合性を図りつつ、市民の理解を得ながら構想の実現に向けて進めていきます。

整備構想は、次の各計画に施策として位置づけされた市庁舎整備を具現化するための指針になるものであります。

◇第6次鹿沼市総合計画「ふるさと かぬま『絆』ビジョン」による位置づけ

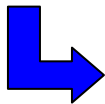


市庁舎の整備については、基本計画の5か年の施策展開における基本目標の“人がふれあうまちをつくる”において、「開かれた市政の推進」の安全で市民が利用しやすい施設の整備に位置づけされています。

【基本方針】

- ・・・市庁舎に耐震補強工事など必要な整備を実施し、安全で市民が利用しやすい施設にします。

◇新市建設計画「かぬまあわの新市まちづくりプラン」による位置づけ

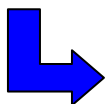


市庁舎の整備については、まちづくりの基本方針の「市民と行政がともにつくる“開かれた交流都市づくり”」において、開かれた市政の実現の基本施策として、市民サービスの向上を目指した『新庁舎建設事業』が位置づけされています。

【公共施設の統合整備】

- ・・・市民生活の利便性向上を第一の目的として、財政計画と整合性を図りつつ、市民の理解を得ながら計画していきます。

◇「鹿沼市都市計画マスタープラン」による位置づけ



全体構想において、将来の本市の骨格を示す「将来都市構造の設定（これからの都市づくりに関する基本的な考え方）」に『集約型都市構造』の形成が位置づけされています。

【市街地ゾーン】

- ・・・行政をはじめ、商業、交通、情報発信など都市に必要な機能の集積誘導を図ります。
⇒市庁舎も行政の中心施設として位置づけられます。

（２）整備構想の性格

市庁舎は、市民生活のいろいろな場面において、密接な関連を持つことになり、とって身近な存在であります。

市庁舎の整備にあたっては、長期間にわたる取り組みと多額の費用が必要になりますので、市民の理解と協力、関係団体等との連携が不可欠であります。

そのため、望まれる新庁舎の姿や整備に伴う基本方針などを明らかにし、現実を見据えた実効性のある構想にしなければなりません。

この整備構想は、現状や課題を踏まえるとともに、合併特例債等の財源状況を考慮し、“安全で市民が利用しやすい新庁舎”の整備の方向性を示すものであり、さらに、早期的な実現を図るため、市民をはじめ、各関係団体等と連携・協力して、将来を見据えながら、新庁舎の建設を進める指針となるものであります。

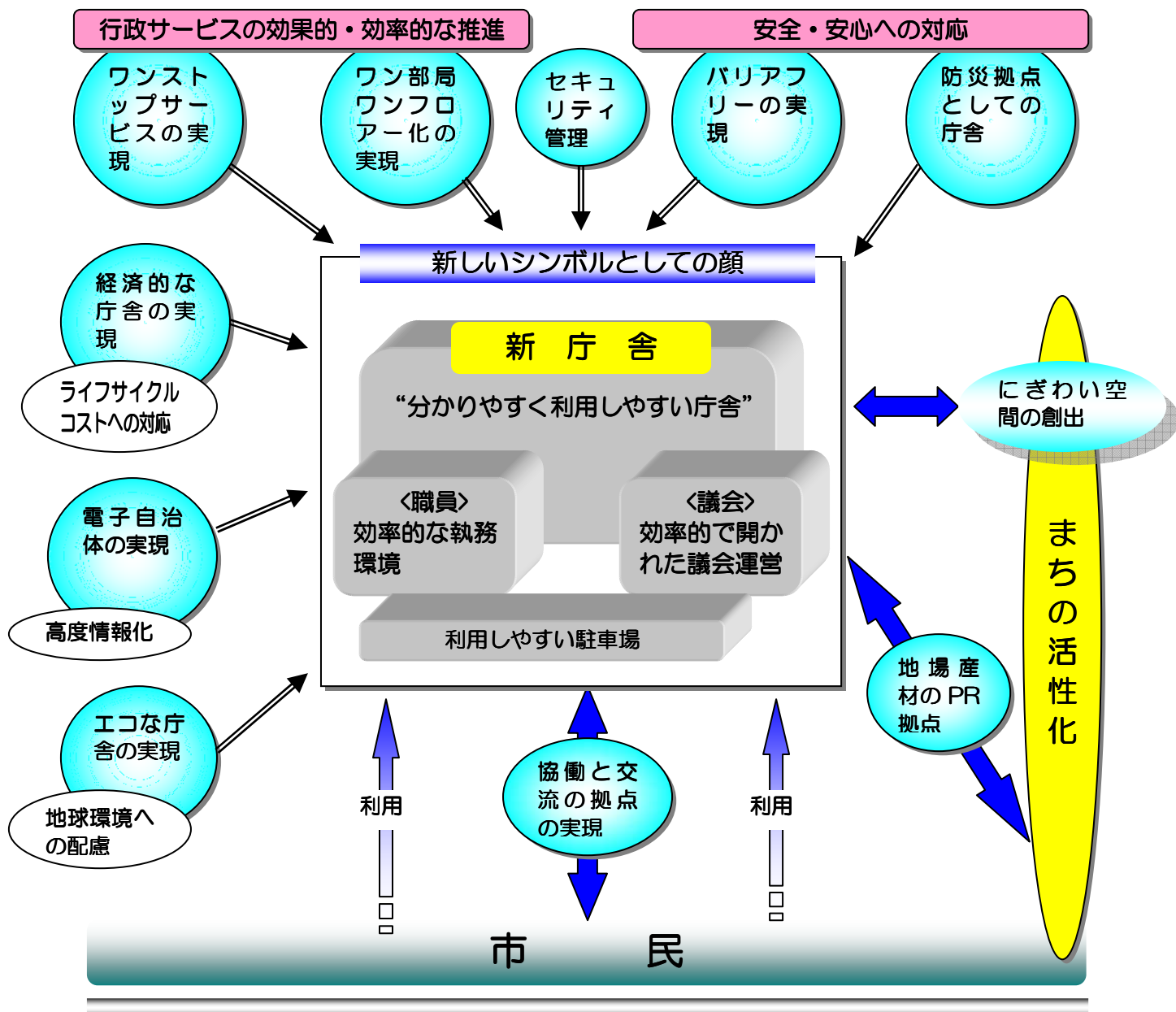
なお、この整備構想は、今後作成する基本計画や基本設計・実施設計のための基本方針としての性格を有し、より具体的な整備内容は、基本計画をはじめ、基本設計や実施設計において決定することになります。

3 整備構想の基本的な視点

新庁舎において、災害時の安全面や防災拠点としての機能を担うことをはじめ、バリアフリーや環境にも配慮しながら、市民サービスや行政効率向上を促すよう庁舎整備を進める必要があります。

また、時代とともに庁舎に求められる機能も変化しており、従来のように単なる行政機関と議会が効率的に機能できる行政拠点というよりも、鹿沼の魅力を発信しながらにぎわいを創出し、まちの活性化の拠点としての、市民自治のランドマーク、市民の参加によるコミュニケーションを促進する場及び市民とともにまちづくりを進める市民協働の場としての機能を整備する必要があります。

さらに、庁舎の維持管理においても省エネ・省資源型の庁舎により、財政負担の軽減に努められるよう自然環境に配慮していきます。



Ⅱ 望まれる庁舎像と基本目標 ～～～新庁舎の位置付けと役割～～～

1 望まれる庁舎像

(1) “おもてなし”の心を備えた市民が利用しやすい市庁舎

利便性

市役所は、市民生活において、いろいろな場面で密接な関連を持つことから、とって身近な存在であります。そのため、多くの市民が利用する市庁舎は、誰にでもわかりやすく親しみのある“おもてなし”の心を持った市庁舎が必要であります。

さらに、バリアフリー新法をはじめ、ひとにやさしいまちづくり条例などの基準を満たし、すべての人が安心して快適に利用しやすい庁舎が望まれています。

(2) 安全・安心な暮らしを支える防災拠点としての市庁舎

防災性

市庁舎には、市民生活に関わる多くの機能や、大切な情報が集約されているため、特に、災害等有事の際には、市民生活を支えられるよう市役所としての機能を維持しつつ、防災拠点としての役割を果たす必要があります。そのため、平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえて、市庁舎には高度な耐震性能と電気、通信、水道などのバックアップ機能が求められ、さらに、災害時の対策本部機能を備えた市庁舎が望まれています。

(3) にぎわいの場を創出しまちの活性化に寄与する市庁舎

協働性・まちづくり

新しい時代の「自治ルール」である『鹿沼市自治基本条例』により、市民の力が発揮できる市民協働の活動の場を提供できる市庁舎が求められており、新たなまちのにぎわいの一助となることが求められています。

市民が気軽に立ち寄り、トイレと休憩の場として、また、地域の情報を得られる場として活用することで、開かれた市庁舎、さらに、楽しく回遊する際の一施設として、地域活性化が期待できます。

(4) 機能的で効率的に行政事務・議会運営ができる市庁舎

機能的・効率性

質の高い市民サービスを提供するため、執務空間については、機能的に動線が確保され、効率的な業務展開ができる働きやすい環境であることが望まれています。

特に、議会機能を含めた執務空間の充実を図り、時代の変化や市民ニーズに対応した市民サービスが提供できる行政拠点として、事務能率の向上を目指した市庁舎が必要であります。

（５）安全性が高い高度な行政情報環境を備えた市庁舎

高度情報化

▶▶▶ 高度情報化社会の進展の中、ICT技術による市民サービスの向上をはじめ、行政事務の効率化や高度なセキュリティ機能の確保が求められています。そのため、インターネット等を活用した電子自治体に向け、情報発信やセキュリティなど、インテリジェント性の高い機能を備えた市庁舎が望まれています。

（６）環境に配慮した自然環境にやさしい市庁舎

環境性

▶▶▶ 地球温暖化の進行の中、温室効果ガスの排出量の抑制及び資源の有効利用を目指して、再生可能エネルギーの活用をはじめ、省エネルギー機器・設備の導入など、環境負荷の低減に配慮した市庁舎であることが求められています。

（７）ライフサイクルコストに配慮した経済的で持続性のある市庁舎

経済性

▶▶▶ 今後の財政状況を踏まえ、市庁舎建設に際しては、建設費用だけでなく、建設後の維持管理・運用費用なども含めた建物の生涯費用（ライフサイクルコスト）を勘案する必要があります。

そのため、建物の長寿命化をはじめ、設備機器のランニングコストの削減を図るなど、長期的な視点に立ち、持続性のある市庁舎が望まれています。

また、将来において、多様化する業務や将来の組織の変化に伴う新たな機能が必要となった場合でも、限られたスペースにおいて、柔軟に対応できるよう施設機能を整備する必要があります。

（８）まちの中心拠点施設としてシンボルとなる市庁舎

シンボル性・イメージアップ

▶▶▶ 木のまち“かぬま”を代表する施設として、また、将来に向かって「鹿沼市」の顔となることから、庁舎は単なる機能的な建物ということではなく、品質の高い鹿沼材の利用をはじめ、できる限り地場製品を利用するとともに、施設整備に感性的な要素も取り入れながら、市のランドマークとしてのシンボル性を表現し、鹿沼の魅力を広く内外にアピールする市庁舎が望まれています。

2 基本目標

市庁舎は、従来、主に行政機関と議決機関（議会）が効率よく機能できる行政拠点である必要がありましたが、現在では、価値観や市民ニーズの多様化により、住民自治のランドマークとして、また、市民と行政のコミュニケーションを促進する場としての機能が求められています。さらに、現庁舎の建物の老朽化、バリアフリー対策、建物の狭隘及び分散化、安全性など様々な問題点を解消する必要があります。

そのため、次のとおり「基本目標」を設定します。

基本目標

新しい庁舎は、シンプルで機能的であることを基本に、人や環境に優しく、木のまち“かぬま”を代表する木の温もりが薫る庁舎にし、時代を超えて愛され、市民が誇れる鹿沼市のシンボルとなるよう整備します。

さらに、市民との協働によるまちづくりの拠点として、また、「東日本大震災」の教訓を踏まえ、市民が安全・安心に暮らせるよう防災拠点としての役割をしっかりと果たせる庁舎となることを基本目標とします。

◇市民サービスの向上

⇒総合窓口を高機能化し、各種手続きが可能な限りワンストップサービスの提供を図ります。

⇒ICT技術を有効に活用し、高度情報化に対応するための設備・機器の整備を図ります。

◇防災拠点としての機能充実

⇒地域防災拠点として、耐震性に優れ、非常時に行政機能が保持できる施設を目指します。

◇地域活性化への貢献

⇒鹿沼の魅力を発信しながら、まちの活性化を図ります。

◇バリアフリーへの対応

⇒誰もが安心して便利に使えるユニバーサルデザインの実現を目指します。

◇自然環境への配慮

⇒省エネルギーや再生可能エネルギーの活用などを図り、自然環境にやさしい庁舎整備を目指します。

Ⅲ 新庁舎整備における基本理念 ～～～目標達成へのキーワード～～～

1 基本理念

新庁舎の整備に当たっては、本市の将来像「自然と共に歩む 人情味あふれる絆のまち」を念頭に置き、次にとおり基本理念を設定します。



基本理念

市民生活を支える“防災拠点”としての機能を確立し、にぎわいの場を創出しながら“まちの活性化”を図り、市民が利用しやすい、そして、人にも自然にもやさしく、鹿沼市発展の中心拠点となる庁舎

<具現化するための視点>

- 1 総合的なまちづくりの観点から適正であること
- 2 本市の財政の観点から適正であること
- 3 市のシンボルとなる施設とすること
- 4 市民において、利用しやすく、かつ、市民に親しまれる施設とすること
- 5 「花と緑と清流のまち」、「笑顔あふれる優しいまち」の創造における中心拠点施設にすること
- 6 市民の安全・安心な暮らしを守る防災拠点施設とすること
- 7 “木のまち”かぬまを創造する施設とすること

Ⅳ 庁舎の現状と課題について ～～目標達成に向けての実態把握～～

1 市庁舎の建物概要について

市庁舎は、「本館・本館増築棟・議会棟・新館棟・東館」の5棟で構成されています。本館と議会棟は、昭和33年に建築され55年が経過し、また、本館増築棟と東館は、昭和45年に建築され43年が経過、新館は、昭和55年に建設され33年が経過している状況であります。

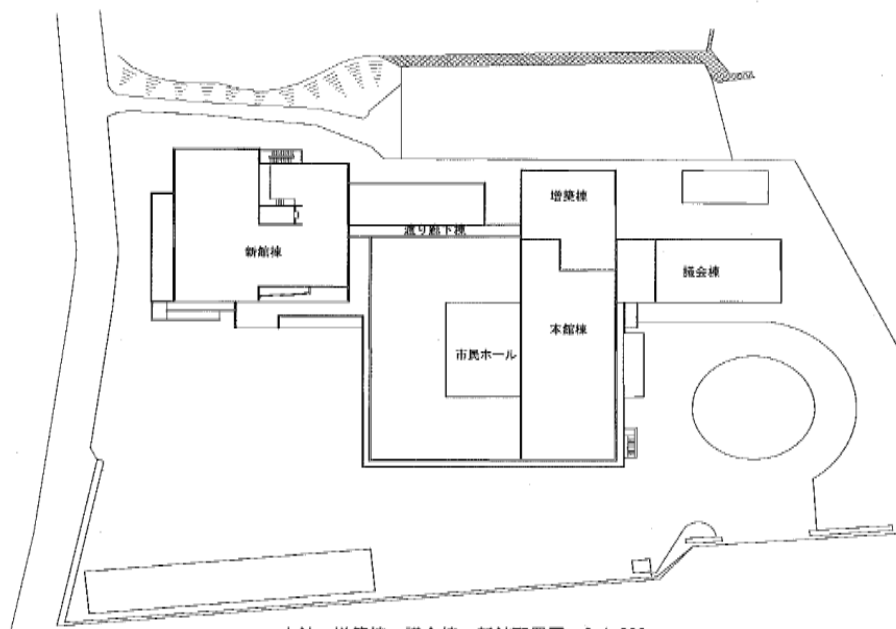
【建物概要】※車庫、自転車置場等の付属棟は除く。

建 物 区 分		建 築 年 次	構 造	面 積 (㎡)	耐 用 年 数	建 築 後 経 過 年 数
本 館	本館棟	昭和33年	鉄筋コンクリート造 3階建(地下1階)	2992.89	50	55
	付属棟 (市民ホール)	昭和55年	鉄骨造平屋建	148.20	38	33
	計			3141.09		
本 館	増築棟	昭和45年	鉄筋コンクリート造 4階建	499.15	50	43
東 館		昭和45年	鉄筋コンクリート造 3階建 塔屋2階	1402.30	50	43
新 館	(建物南側)	昭和55年	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建	1521.00	50	33
	(建物北側)	昭和55年	鉄筋コンクリート造 5階建	1840.46	50	33
	付属棟 (渡り廊下)	昭和55年	鉄骨造平屋建	55.08	38	33
	計			3416.54		
議会棟		昭和33年	鉄筋コンクリート造 2階建	501.46	50	55
合 計				8960.54		

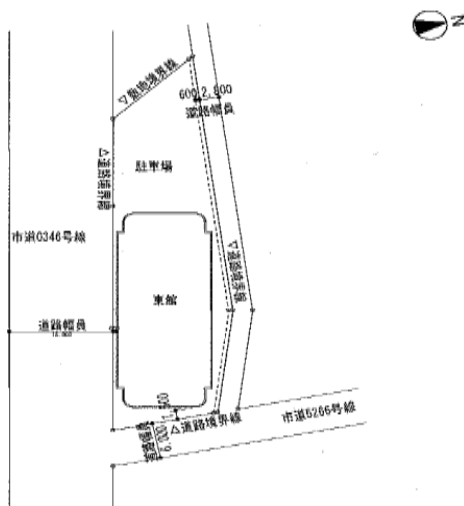
【市庁舎内の主な建物付属設備の耐用年数】

種 類 又 は 用 途	耐 用 年 数 (年)
電気設備（蓄電池電源設備を除く）	15
給排水・衛生設備、ガス設備	15
冷暖房、通風・ボイラー設備	15
エレベーター設備	17
消火・排煙、災害報知設備	8
自動ドア開閉設備	12

【建物配置図】



本館・増築棟・議会棟・新館配置図 S=1:800



東館配置図 S=1:800

2 耐震診断の結果について

(1) 耐震診断の結果について

平成23年度に実施した市庁舎耐震診断の結果は、次のとおりであります。

構造耐震の指標の「I s 値」の基準（国土交通省）

⇒ I s 値0.6未満の建物は、震度6強の地震で崩壊、倒壊する危険性があり

⇒ I s 値0.3未満の建物は、震度6強の地震で崩壊、倒壊する危険性が高い

とされています。

・・・災害時に拠点となる公共施設：「0.75以上」

・・・災害対策活動の拠点となる公共施設は：「0.9以上」

の値が求められています。

<施設別の耐震診断結果>

【① 本館】



階数	構造耐震指標 (I s 値)	構造耐震判定指標 (目標値)
3階	2.21	0.75
2階	1.10	
1階	0.33	

【② 本館（増築棟）】



階数	構造耐震指標 (I s 値)	構造耐震判定指標 (目標値)
4階	2.10	0.75
3階	0.31	
2階	0.42	
1階	0.23	

【③ 東 館】



階 数	構造耐震指 標 (Is 値)	構造耐震 判定指標 (目標値)
3階	0.55	0.75
2階	0.41	
1階	0.39	

【④ 新 館】



階 数	構造耐震指 標 (Is 値)	構造耐震 判定指標 (目標値)
5階	4.31	0.75
4階	1.60	
3階	0.98	
2階	0.64	
1階	0.45	

【⑤ 議会棟】



階 数	構造耐震指 標 (Is 値)	構造耐震 判定指標 (目標値)
2階	0.59	0.75
1階	0.29	

（２）耐震診断の審査報告について

＜本館・増築棟・東館・議会棟＞

Is値が耐震判定指標の0.75を大きく下回っている階があり、補強により耐力の向上を図ることもできますが、

- ◇コンクリートの中性化が進んでいること
 - ◇建物の経過年数が長いこと
 - ◇補強による機能面・経済性・防災拠点である建物の重要度
 - ◇今後の耐用期間 等
- を総合的に勘案すると、建替え等の抜本的な対策が最善と考えられます。

＜新 館＞

Is値が耐震判定指標の0.75を下回っている階もありますが、コンクリート強度は確保され、中性化も進んでいないことから、耐震補強によって耐震性が確保されると見込まれますので、今後、耐震補強工事を実施して活用していくことに問題ないと考えられます。

＜用語解説＞

コンクリートの中性化とは？

気中の二酸化炭素（CO₂）がコンクリート内に侵入し、炭酸化反応を引き起こすことにより、本来アルカリ性である細孔溶液の濃度（ph）を下げる現象があります。

中性化はコンクリート表面より進行し、鉄筋などの鋼材位置に達すると、不動態被膜を破壊します。これにより鋼材を腐食させ、腐食生成物の堆積膨張により、コンクリートのひび割れ・剥離を引き起こし、耐荷力など構造物の性能低下が生じます。

3 市庁舎の現状と課題について

建物の老朽化をはじめ、行政需要、事務量の増大による狭隘化、また、耐震性の不足などにより、安全で十分な市民サービスが提供できない状況となっています。そのため、現庁舎の現状を分析しながら、次のとおり課題を整理します。

（1）耐震性の不足による防災拠点機能への不安

現 状

市民の生命と財産を守る現庁舎は、災害等の発生時に災害対策本部が設置され、いち早い復旧・復興を図るための拠点となります。

しかし、本庁舎等は耐震性が確保されておらず、震災発生時に庁舎が被災する可能性が高く、防災拠点施設として機能しない不安があります。



写真：本館・市民ホール

課 題

- ◆**防災拠点として、耐震性の向上を図る必要があります。**
⇒耐震改修により、執務スペースの更なる狭あい化を招く。
- ◆**大災害を想定した防災拠点機能の強化を図る必要があります。**
⇒災害発生時に対策本部として使用する通信機材等を常設した会議室の設置
⇒災害発生時の通信手段の確保
⇒非常用の電力供給設備や飲料水兼用の貯水槽の設置
⇒応急医療活動や待機のためのスペース及び消防隊の活動スペースの確保
- ◆**防災関連施設の集約化を図る必要があります。**
⇒災害対策本部（本庁舎）内への防災倉庫の設置、水防対策本部（消防庁舎）との近距離化

（２）施設・設備の老朽化による安全性・経済性の低下

現 状

本館・議会棟は、築後５４年、そのほかの建物でも築後３０年以上が経過し、コンクリートの中酸化が進み、鉄筋の腐食による強度の低下も予想されます。

また、消防設備をはじめ、空調、給排水等の各種設備の老朽化が顕著で多額の改修・修繕費用が必要であり、将来的にも維持管理費の増大が懸念されます。



写真：本館地下のボイラー設備

課 題

◆安心して庁舎を利用できるよう、老朽化対策が必要であります。

- ⇒耐用年数を経過し、雨漏りが多発している庁舎の改修・延命処置
- ⇒耐用年数を経過し、漏電等による火災の危険のある電気設備、給排水管の劣化が激しい衛生設備、効率が悪い空調設備などの更新又は改修

（3）狭あい・分散化による市民サービスの低下

現 状

行政ニーズの多様化や権限委譲等による事務量の増大に伴い、窓口の狭あい化が進み、待合や執務スペース、会議室、各種相談室等の確保が困難であります。

特に、恒常的な駐車スペースの不足及び窓口業務の分散化により、市民サービスの低下を招いています。



写真：通路に設置された待合

課 題

- ◆**窓口カウンターや待合スペースが狭い状況であります。**
 - ⇒カウンターに仕切り板等を設置できず、市民のプライバシーへの配慮や個人情報の保護に対応できない。
 - ⇒待合スペースが狭く受付待ちの市民が立ったままで待っている。
- ◆**駐車スペースが狭く台数も少ないため、市民利用が不便であります。**
 - ⇒駐車スペースが狭く常に渋滞しているため、高齢者・妊婦・乳幼児連れの市民が安心して駐車できるスペースが必要。
- ◆**市民の利便性を高めるため、部局の配置を見直す必要があります。**
 - ⇒本庁・東館外6施設に窓口業務が分散されていたり、一つの部局がいくつかの施設やフロアに分散しているため、市民に分りづらいうえ、市民が必要に応じて各施設を移動しなければならない。
- ◆**執務スペースや書類保管スペースが狭い状況であります。**
 - ⇒執務及び書類保管スペースが狭いため、通路等に書類が積み上げられている。

（４）ユニバーサルデザインへの対応の限界

現 状

本館等の建設当時は、障害者や高齢者など社会的弱者に配慮した設計思想が希薄だったため、バリアフリーへの対応が不十分であります。

特に、本館は建物の構造上、ユニバーサルデザインへの対応は限界となっています。



写真：本館ロビーの階段

課 題

◆ユニバーサルデザインへの対応は困難であり、根本的な解決が必要であります。

- ⇒本館・議会棟にエレベーター設備がなく、足の不自由な人が移動できない。
- ⇒東館は、バリアフリーに対応した施設ではなく、障害者や高齢者には不便な建物である。（エレベーター、洋式・障害者用トイレ等がない）
- ⇒車椅子のお客様に対応できるカウンターがない。
- ⇒洋式トイレ、障害者用トイレが不足している。
- ⇒バリアフリー法・ひとにやさしいまちづくり条例等に適合していない。

＜用語解説＞

ユニバーサルデザインとは？

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることです。直訳は万人向け設計。能力あるいは障害のレベルにかかわらず、最大限可能な限り、全ての人々に利用しやすい環境と製品のデザイン。障害者用といった意味では使われないので注意が必要です。

（５）高度情報化への対応の限界

現 状

OA機器の設置やシステム配線に必要なスペースが不足しています。

今後も更なる高度情報化の進展が予想されるが、情報ネットワーク環境の拡張は困難な状況であり、今後の情報化更なる進展に対応できない状況であります。



写真：コンピュータサーバ室

課 題

◆今後見込まれる情報通信技術（ICT）の進展など、高度情報化や多様なニーズに対応できない状況であります。

- ⇒電気容量が不足し配線自体が老朽化しているため、漏電・停電の危険性が高い。
- ⇒非常用電源設備がないため、停電時には全システムが停止してしまう。
- ⇒ネットワーク通信回線が低い位置に設置されているため、切断される危険性が高い。
- ⇒原課に設置されているサーバがあり、情報漏洩の危険がある。
- ⇒事務室を転用しているサーバ室のため、十分な機能が果たされていない。

＜用語解説＞

ICTとは？

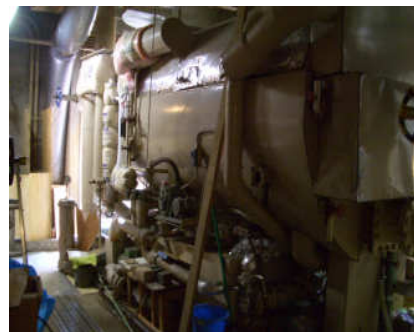
ICTとは、Information and Communication Technology「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持ちますが、**コンピューター関連**の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、**区別**して用いる場合もあります。国際的にICTが**定着**していることなどから、**日本**でも**近年**ICTがITに代わる**言葉**として広まりつつあります。

（6）環境負荷低減への対応の限界

現 状

本館等の建設当時は、環境への負荷低減という考え方がなかったため、環境に配慮した施設ではありません。

一部で、グリーンカーテンの設置、LED蛍光灯への転換、電力のピーク時の節電を行っていますが、雨水の再利用、太陽光発電等の新エネルギー・省エネルギー設備への対応は限界であります。



写真：新館1Fのボイラー設備

課 題

◆施設・設備が古いため、省エネルギー等の推進が困難であります。

- ⇒窓枠が大きい割りに採光が悪く、室内が暗い。
- ⇒冷暖房に重油ボイラーを使用し、集中管理をしているため、効率が悪い。
- ⇒窓ガラスに断熱性がなく、日差しが直接室内に入る。
- ⇒省エネ法等に適合していない。

V 新庁舎に“求められる機能”について ～安全で利用しやすい庁舎機能を求めて～

1 庁舎に求められる機能について

新庁舎は、市民や職員をはじめとする全ての利用者に使いやすく、また、機能的であることを基本に、環境や人にやさしい機能が求められています。

さらに、市民との協働によるまちづくりを基本に、まちのにぎわいを創出し、活性化を図る拠点として、また、防災拠点としての役割をしっかりと果たせる庁舎となるよう基本的な機能を検討します。

そのため、より良い市民サービスの提供、効率的な行政運営を目指して、現庁舎の「問題・課題」から、“求められる機能”を次のとおり整理します。

【庁舎に求められる機能】

現庁舎の問題・課題	求められる機能	
	小項目	大項目
①耐震性の不足による防災拠点機能への不安 ・防災拠点として、耐震性の向上を図る必要がある。 ・大災害を想定した防災拠点機能の強化を図る必要がある ・防災関連施設の集約化を図る必要がある	a 耐震性の確保	ア 防災拠点としての機能
	b 災害対策本部の整備	
	c バックアップ機能の整備	
	d その他機能の整備	
②施設・設備の老朽化による安全性・経済性の低下 ・安心して庁舎を利用できるよう、老朽化対策が必要である。 ③狭あい・分散化による市民サービスの低下 ・窓口カウンターや待合スペースが狭い。 ・駐車スペースが狭く台数も少ないため、市民に不便を来している。 ・市民の利便性を高めるため、部局等の配置を見直す必要がある。 ・執務スペースや書類保管スペースが狭い。	a 窓口機能の整備	イ 来庁者の利便性を高めるための機能
	b 相談機能の整備	
	c ユニバーサルデザインへの対応	
	d 駐車場・駐輪場の整備	
	e その他機能の整備	
④ユニバーサルデザインへの対応の限界 ・ユニバーサルデザインへの対応は困難であり、根本的な解決が必要である。	a 交流・まちづくり機能の整備	ウ 市民との協働・まちづくりを進めるための機能
	b 情報提供・発信機能の整備	
	a 議場の整備	エ 議会運営を進めるための機能
b 委員会室の整備		
	c その他、議会活動のための機能	

新庁舎整備構想骨子（案）

	<ul style="list-style-type: none"> a 執務空間の整備 b 会議室等の整備 c 書庫及び倉庫の配置 d その他機能の整備 	<p>オ 行政事務を効率的に行うための機能</p>
<p>⑤高度情報化への対応の限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後見込まれるICTの進展など、高度情報化や多様なニーズに対応できない。 	<ul style="list-style-type: none"> a サーバ室、情報管理室の整備 b OAフロアの整備 c その他機能の整備 	<p>カ 高度情報化に対応するための機能</p>
<p>⑥環境負荷低減への対応の限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備が古いため、省エネルギー等の推進が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> a 自然採光・自然通風の利用 b 再生可能エネルギーの活用 c 省エネルギー機器・設備の導入 d ライフサイクルコスト低減 e 周辺環境等への配慮 	<p>キ 環境と共生するための機能</p>
<p>※その他の課題・問題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の維持管理、セキュリティ管理の不備 	<ul style="list-style-type: none"> a 庁舎の機能維持 b ライフサイクルコストへの配慮 c 個人や行政情報の管理 d 夜間・休日のセキュリティ管理 e その他機能の整備 	<p>ク 庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能</p>

2 庁舎に導入すべき施設・設備等について

“庁舎に求められる機能（8項目）”を基本として、整備する機能を設定し、庁舎に導入すべき施設、設備等を検討、整理します。

ア 防災拠点としての機能	
整備する機能	導入すべき施設・設備等
a 耐震性の確保	①国の耐震基準以上の耐震性の確保 ②整備手法により「耐震構造」「制震構造」「免震構造」の採用検討 ③地震による什器類の移動や転倒がないよう、可能な限り固定式の採用
b 災害対策本部の整備	①迅速な初動対応のため、情報の収集、分析、発信機能を備えた本部会議室の常設化（平常時は会議室として使用） ②水害対策等を考慮して高層階への設置 ③本部及び待機職員の仮眠スペースの設置 ④情報通信回線の多重化 <ul style="list-style-type: none"> ・一般加入電話、FAX、インターネット、通信衛星、防災無線等多様な通信手段の確保 ・個人携帯電話に頼らない通信手段の確保 ・他の防災拠点（コミセン・学校等）との衛星電話等による通信手段の確保 ・消防本部との専用回線の設置 ⑤救援や応急医療等の活動がスムーズに行えるスペースの確保（平常時は食堂スペース等の多目的スペース） ⑥緊急車両、作業用車両の対応スペース（平常時は広く安全な駐車場） ⑦屋上等に防災ヘリ、ドクターヘリ用のヘリポートの設置 ⑧本部活動を支える防災倉庫・緊急物資の備蓄倉庫の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資（毛布、医薬品、飲料水、非常食等）の保管 ・災害用資材（土嚢、バリケード、常温合材、救助工具等）の保管 ・防災のための予備燃料貯蔵施設及び給油所 ⑨災害時に市役所の通常業務エリアと分離できる避難者対応スペースの確保 ⑩被災者に対する総合相談窓口の設置スペースの確保
c バックアップ機能の整備	①被災時の活動に必要な庁舎機能を維持できる電力の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備、自家発電装置等のバックアップ電源の設置 ②通信及び情報管理機器への電源の優先供給 <ul style="list-style-type: none"> ・無停電電源装置、電力貯蔵装置等の設置 ③飲料水兼用の防火水槽及び汚水槽など非常時の給排水設備の設置

新庁舎整備構想骨子（案）

	④雨水を利用し、平常時はトイレ洗浄水、非常時には浄化して飲料用に転用できる中水道槽の設置 ⑤ライフラインの2系統化及び備蓄 ⑥災害時にトイレを設置するスペースの確保 ⑦庁舎規模に応じた消防設備の設置 ⑧風水害を考慮した電気室及び機械室の配置
d その他機能の整備	①防災関係機関（特に消防）との連携に配慮した配置 ②雷防護対策システムの導入 ③緊急時の交通手段として、自転車の保管及び整備

イ 来庁舎の利便性を高めるための機能

整備する機能	導入すべき施設・設備等
a 窓口機能の整備	① 市民の利便性・事務の効率化から、市内に分散された部局及び窓口のできる限り集約配置 ② 部局ごとにワンフロア化し色分けするなど、市民に目的の窓口が分かりやすい配置及び工夫 ③ 窓口業務を1階に集約配置し、ワンストップサービスの導入 ④ 高齢者や障害者に配慮し、窓口部局の低層階への配置 ⑤ 余裕あるスペースと間仕切りを設けた個人情報保護に配慮した窓口の設置 ⑥ 手続きや相談が座ってできる広く低いカウンターの設置 ⑦ 窓口の混雑解消のため、証明書発行専用窓口など目的別カウンターや発券機、待ち状況が分かるサインボードの設置 ⑧ 市政情報を1箇所で知ることができる窓口の設置 ⑨ 障害者に配慮した庁舎内の放送や情報等が表示できるディスプレイの設置 ⑩ 執務スペースと区分され、来庁者が快適に過ごせるオープンな待合スペースの設置 ⑪ 高齢者や障害者の利便性向上のため、待合スペースに売店やATMコーナーを配置 ⑫ 市民がいつでも休憩できる待合、相談スペースの設置
b 相談機能の整備	① 様々な相談業務に対応できるように、相談業務を所管する部局に相談室を設置 ② 様々な相談内容に対応できるような市民相談の総合窓口を設置 ③ 生活保護や納税相談等については、相談者のプライバシーに配慮した相談室や窓口を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の来庁者の目に触れにくい位置 ・ 相談内容の漏れ聞こえない個室相談室 ・ 相談窓口に仕切り板等を設置し、隣の人に書類等が見られない工夫 ④ 個室相談室は、プライバシーの保護とセキュリティ確保の両面から、配置や出入り口を検討

<p>c ユニバーサルデザインへの対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①バリアフリー新法及びひとにやさしいまちづくり条例（栃木県）基準を満たす庁舎 ②車いす利用者等の障害者が、余裕をもって移動できる通路幅の確保 ③両側に手すりのある階段、通路 ④庁舎へのスムーズな誘導線の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場内の歩行者と自動車の誘導線の明確化 ・ 庁舎へのアプローチは、段差の解消、滑りにくい舗装、点字ブロックや手すりの設置及び十分な通路幅を確保 ・ 庁舎出入口付近に、車いす利用者、障害者、妊産婦、幼児連れ専用の駐車スペースを設置 ・ 公共交通機関にアクセスしやすい庁舎の配置 ・ 庁舎出入口付近にリーバスの停留所を設置 ⑤庁舎内エレベーターは、車いす利用者等が利用しやすい適切な構造、配置及び複数設置 ⑥窓口カウンターは、広く低いローカウンターを設置 ⑦車いす利用者に対応したローカウンター、記載台の設置 ⑧誰もが入りやすい、きれいな「おもてなしトイレ」の整備 ⑨洋式トイレや特殊機能付きトイレの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 洋式トイレや多目的トイレの各フロアへの設置 ・ 幼児用トイレ、オムツ替えスペース、オストメイト対応トイレの設置 ⑩幼児連れの利用者に配慮し、各フロアに授乳室を設置 ⑪窓口に併設したキッズスペースの設置 ⑫来庁者に分かりやすい庁舎入口の設置 ⑬来庁者入口を集約し、効率的でオープンな総合案内の設置 ⑭総合窓口等に来庁者の用件に応じて適切な案内を行う職員（フロアマネージャー、コンシェルジュ）を配置 ⑮庁舎内の案内表示は、統一デザインで来庁者に分かりやすいものを設置 ⑯部局ごと色分けするなど、市民に目的の窓口が分かりやすい配置及び工夫 ⑰障害者に配慮した庁舎内の放送や情報等が表示できるディスプレイの設置 ⑱必要に応じ外国語を併記した案内表示の設置
<p>d 駐車場・駐輪場の整備</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①出入口付近で渋滞を招かないため、敷地内に滞留空間の確保 ②安全でゆとりある駐車スペースと適正な駐車台数の確保 ③車いす利用者、障害者、妊産婦、幼児連れ専用の駐車スペースを庁舎出入口付近に設置 ④駐車位置が分かりやすいように区画番号と玄関までの案内導線の表示 ⑤空き駐車区画が入口で分かるような案内表示の設置 ⑥駐車区画に車止め等を設置し、接触事故・飛込み事故を防止 ⑦庁舎の地下を駐車場として利用（敷地のコンパクト化） ⑧事務・作業効率の向上のため、庁舎内への公用車一時駐車場確保 ⑨適正な位置及び数の駐輪場の設置

e その他機能の整備	①土日も利用できる住民票・印鑑証明等の自動交付機の設置 ②商業施設との連携（コラボレーション化） ③コンビニエンスストアの併設
------------	---

ウ 市民との協働・まちづくりを進めるための機能

整備する機能	導入すべき施設・設備等
a 交流・まちづくり機能の整備	①来庁者の憩いの空間や一時的な行政事務（確定申告、期日前投票）に利用できる多目的スペースの設置 ②市民がフリーマーケット等のイベントや展示会等で集い、ふれあうホールやフリースペースの設置 ③イベント開催時以外は、会議室等に利用できるスペースの確保 ④市民が利用できる会議室等の市民活動支援スペースの設置 ⑤支援スペースには、事務作業や印刷機等の備品の貸し出しも行える場とする ⑥子供連れの来庁者のための子供広場、一時預り所（託児所）の設置 ⑦ランドマークとして、市の象徴となるような庁舎 ⑧まちの環境に溶け込むように配慮された庁舎 ⑨子供達が「将来ここで働きたい」と思うような魅力ある庁舎 ⑩まちのにぎわいを形成できる場の設置（まちの活性化） <ul style="list-style-type: none"> ・市認定ブランド品や特産物の展示・販売コーナーの設置 ・市民も職員も利用できるレストラン、カフェ等の整備 ・地産地消の食堂や売店の整備 ・様々なイベントの開催時に、一体的に活用できる広場の設置（普段は、駐車場として利用）
b 情報提供・発信機能の整備	①市政情報を1箇所で知ることができる窓口の設置 ②市民、行政、議会が共同で利用する情報共有スペースの設置 ③市政情報、子育てや福祉、市民やNPOの地域活動等を紹介する総合情報コーナーの低層階への設置 ④市民が利用できる喫茶スペース等に情報コーナーを設置 ⑤地域情報を発信できる掲示板の設置 ⑥ケーブルテレビやインターネット等多彩なメディアを活用した情報の発信

工 議会運営を進めるための機能

整備する機能	導入すべき施設・設備等
a 議場の整備	①議会施設を本庁舎と一体化し、ワンフロアに配置して、管理、移動の利便性を図る ②議場以外でも、市民や職員が本会議を傍聴できる機能 ③会議の公開のため、映像と音声の中継のできるインターネット配信設備 ④来庁時に、子供連れでもガラス越し等で気軽に傍聴できる工夫 ⑤議席、傍聴席、執行部席のバリアフリー化及び車いすでの傍聴スペースの確保 ⑥庁舎入口から傍聴席までユニバーサルデザインに配慮したアプローチの整備 ⑦傍聴席のスペースの拡大と増席 ⑧執行部席、答弁席へのパソコンの設置、説明用に大型ディスプレイの設置 ⑨議場に多目的機能を持たせ、議会が開催されていない時にはコンサート等で市民に開放 ⑩議場には、2箇所以上の非常口の設置 ⑪再質問答弁用電子テーブルの設置
b 委員会室の整備	①常任委員会が複数同時開催できる必要な会議室数を確保 ②委員会室は、2室以上が一体利用でき全員協議会にも対応できる柔軟な構造 ③各委員会室は、簡易防音とし議員個別にマイクを配置 ④各委員会室に、LAN環境を整備 ⑤委員会室の傍聴スペースの充実
c その他、議会活動のための機能	①議員控室は、会派の変動に合わせ、可動間仕切り等で対応できる柔軟な構造 ②正副議長室、議会図書室等、議会活動に必要な諸室の整備 ③議場、委員会室に隣接して対応職員の控室を設置 ④議員及び議会傍聴者専用駐車場の確保

オ 行政事務を効率的に行うための機能

整備する機能	導入すべき施設・設備等
a 執務空間の整備	①組織改編、機構改革にも柔軟に対応できる執務スペースの確保 ・オープンフロア方式 ^{※1} の執務スペース ・間仕切りがなくレイアウト変更にも対応できる執務スペース ・1部局ワンフロアとし、部局が分散しない庁舎 ②レイアウト変更に対応可能な照明設備の設置 ③レイアウト変更に対応可能なLAN端末 ^{※2} 、コンセント位置 ④レイアウト変更がしやすいエレベーター等設備の配置

新庁舎整備構想骨子（案）

	<p>⑤空調、換気、照明設備は、ゾーンや時間に合わせて分割管理可能なシステムの導入</p> <p>⑥執務スペースのバリアフリー化（身体障害者の職員採用）</p> <p>⑦各執務スペースに打合せ・作業スペースの確保</p> <p>⑧執務スペースと通路の仕切りはローカウンターとして、オープンで明るい空間</p>
b 会議室等の整備	<p>①各フロアに一定数の共有会議室の確保</p> <p>②大会議室は、間仕切り等で分割使用が可能な構造</p> <p>③様々な利用に対応できるよう、LAN環境^{※3}や映像・音響設備の設置</p> <p>④通常は市民が憩う多目的スペースとして利用し、必要時には間仕切りをして会議室として利用できるスペースの確保</p>
c 書庫及び倉庫の配置	<p>①執務スペース内に壁面、床下等を利用した書類の収納スペースの確保</p> <p>②効率的な執務環境の維持に必要な書庫・倉庫を共用で各フロアに設置</p> <p>③庁舎内に保存文書を保管できる書庫及び倉庫の設置</p> <p>④庁舎内に戸籍関係等の重要保存文書用の耐火書庫の設置</p> <p>⑤保存文書が容易に検索できる機能を持った設備</p>
d その他機能の整備	<p>①ノンテリトリアルオフィス^{※4}（オフィス内のデスクや設備を個人ごとに割り当てず、複数の職員で共同使用する形態）を導入し、創造豊かな職場環境を作る</p> <p>②時間外勤務を行う職員が集まって事務ができるスペースを各フロアに設置（照明・冷暖房等の節約）</p> <p>③設定温度を保つため、1か所で集中コントロールできる空調機能</p> <p>④各フロアや各部屋単位で運転できる空調設備</p> <p>⑤照明機器のゾーニング点灯機能</p> <p>⑥各部屋単位で音量調整できる館内放送設備</p>

カ 高度情報化に対応するための機能

整備する機能	導入すべき施設・設備等
a サーバ室、情報管理室の整備	<p>①サーバ^{※5}など重要な情報機器の設置場所の確保</p> <p>②安全な環境設備を備えたサーバ室^{※6}の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての重要な情報機器の集約・設置 ・水害等に備えて、2階以上の階層に設置 ・情報機器の保護のため、耐火、耐熱、耐水及び耐湿性の確保 ・火災発生時に備え、機器類に影響の少ないガス消火設備の設置 ・2系統以上の冷却設備を設置 ・停電時に備え、非常用電源・無停電装置の設置 ・入退室に係るセキュリティ対策の強化 <p>③将来の情報化の進展等を踏まえ、必要なスペースの確保</p>

<p>b O Aフロアの整備</p>	<p>①ネットワーク回線の物理的な破壊（切断等）の危険性の回避 ②配線の更新が容易なO Aフロア※7、電線管による配線 ③机等のレイアウトの変更に影響されないフリーアクセスフロア※8構造の採用</p>
<p>c その他機能の整備</p>	<p>①サーバ室、端末機器等に対して、静脈認証等の採用などセキュリティに関し、更なるハード的な対処 ②会議室に大型モニター、プロジェクター等の視聴覚設備及び音響機器の設置 ③事務室や会議室において、各自のパソコン画面上で会議ができる機能 ④会議欠席者が視聴できるデジタル録画、録音機能 ⑤コミセン等の出先機関との間に電話・F A X専用線の設置 ⑥W I - F I スポット※9の設置 ⑦庁内無線L A Nの導入 ⑧セキュリティ保持のためには、有線L A Nが良い</p>

キ 環境と共生するための機能

<p>整備する機能</p>	<p>導入すべき施設・設備等</p>
<p>a 自然光・自然通風の利用</p>	<p>①自然光を有効利用した配光計画された庁舎 ②照明に自然光、空調に太陽熱を利用する庁舎 ③天窓等を設置し、自然光を活用する庁舎 ④自然通風を有効利用した換気システムなど空調設備等の設置 ⑤庁舎内室温の上昇を低減するため、屋上や壁面の緑化の導入 ⑥庁舎内室温をさげるため、庁舎南面にミスト機能を設置</p>
<p>b 再生可能エネルギーの活用</p>	<p>①太陽光発電設備及び蓄電池、風力発電設備等の設置 ②雨水をトイレ洗浄等に活用できる貯水槽の設置など、節水型の庁舎機能 ③水をリサイクルするための中水道施設の設置 ④太陽光発電設備や森林資源を使ったバイオマス発電※10設備等の再生可能エネルギー設備を設置し、発電状況をパネル表示するなどして、市民にP Rできる機能</p>
<p>c 省エネルギー機器・設備の導入</p>	<p>①空調設備など効率的で省エネ基準を満たす設備の導入 ②空調は各部屋で独立運転が可能なものの導入 ③空調設備は省エネを図るため、一律管理できる集中管理室を設置 ④照明機器のL E D化による省電力化 ⑤熱効率の高い熱源機器（ボイラー設備等）の導入 ⑥建物への熱負荷の低減のため、断熱性の高い材料や構造の採用</p>
<p>d ライフサイクルコスト低減</p>	<p>①建設時の建設副産物の発生抑制及び再資源化 ②環境負荷の少ない材料（エコマテリアル※11）、リサイクルが容易な材料等の採用 ③庁舎の長寿命化が図れる建築構造と材料の選択</p>

e 周辺環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ①周辺環境との調和をはかり、良好な景観づくりに配慮 ②周辺の自然環境に適した植栽 ③木のまぢかぬまを意匠的にアピールできる庁舎（木材利用・木質化） ④市のシンボリック施設として、木をふんだんに使った庁舎 ⑤市内の森林資源である建築材をより多く使い、地産地消の重要性と地元の資源の良さをPRできる機能
-------------	---

ク 庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能

整備する機能	導入すべき施設・設備等
a 庁舎の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ①デザインより機能やメンテナンスを優先した庁舎設計 ②庁舎設計はオーソドックスな形とし、屋根は切妻型とする ③庁舎の低層化によるメンテナンス性の向上 ④設備、電気機器のメンテナンス性に優れた庁舎設計 ⑤執務スペースのレイアウト変更に対応できる電源や通信ケーブル等の敷設 ⑥庁舎規模に応じた消防設備、非常用電源の設置 ⑦売店等のスペースを民間に貸し出して、維持管理費を補充する ⑧自然採光、通風に配慮した省エネ型庁舎
b ライフサイクルコストへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ①建物のスケルトン（柱・梁・床等の構造躯体）※12 とインフィル（内装・設備等）※13 を分離し工法等により、維持管理や修繕が容易で、計画的な設備の更新にも対応しやすい構造の検討 ②環境負荷の少ない材料（エコマテリアル）、リサイクルが容易な材料等の採用
c 個人や行政情報の管理	<ul style="list-style-type: none"> ①執務スペースと来庁者対応スペースの分離 ②市民と職員の動線を分離・制限し、ゾーンにあったセキュリティ対策の導入 ③窓口カウンターの出入り口に扉を設置 ④ワンストップサービスにより、バックオフィス※14 の隔離 ⑤各出入口に録画機能付防犯カメラの設置
d 夜間・休日のセキュリティ管理	<ul style="list-style-type: none"> ①窓口と執務スペースを遮断できるシャッター等の設置 ②個人情報保護、防犯のため、事務室等の施錠機能の導入 ③入庁者（職員を含む）に対するセキュリティシステム（IDカード等）の導入 ④夜間会議等を行う場合に、事務室を通らずに会議室に行けるようなレイアウト ⑤休日に市民等が利用できるトイレの設置（警備室横など） ⑥休日やイベントの際の一般開放エリアと閉鎖エリアの明確な分離
e その他機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ①重要書類用の書庫スペースの確保 ②十分に余裕ある受電設備の設置 ③非常電源からの配線と一般商用電源の系統別配線（特に防火用電源とサーバ系電源の分離）

◀ <用語解説> ▶

※1. オープンフロア方式とは？

柱や間仕切り等の壁をできるだけ少なくして、開放的で視認性を高めた空間のことです。

※2. LAN端末とは？

LANとはLOCAL AREA NETWORKの略で、ケーブルや無線などを使って、同じ建物の中にあるコンピューターや通信機器、プリンタなどに接続し、データをやり取りするネットワークを言い、このネットワークにつながったコンピューターのうち、主に利用者側が使う機器を指します。また、ケーブルや光ファイバーなどで配線するものを「有線LAN」、電波を用いるものを「無線LAN」と言います。

※3. LAN環境とは？

有線、無線LANを問わずネットワークに接続できる周囲の状態のことです。

※4. ノンテリトリアルオフィスとは？

オフィスの机、設備などを個人ごとに割り当てず、複数の従業員で共同使用とする形態のオフィスのこと。もともとは、個室を割りあてる米国式のオフィスで、組織内のコミュニケーションや情報共有を促進するために提唱されました。

※5. サーバとは？

コンピューターネットワークにおいて、利用者（ユーザーコンピューター）に対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピューターのことです。

※6. サーバ室とは？

サーバ室とは、サーバを収容する部屋のことです。

※7. OAフロアとは？

床の上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上の別の床を設け二重化したものです。フリーアクセスフロア、二重床、あるいは俗に床上げなどとも言います。名前のOAはオフィス・オートメーションの意味です。

※8. フリーアクセスフロアとは？

OAフロアのこと。基礎となる床と増設した床の間に自由に配線・配管できるように2重にした床のことです。

※9. W I - F I スポットとは？

W I - F I とは、無線LANでインターネットに接続することで、W I - F I スポットとは、インターネットに接続できる場所やエリアを言います。

※10. バイオマス発電とは？

バイオマスとは動植物などから生まれた生物資源の総称で、この生物資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電することです。

※11. エコマテリアルとは？

環境への悪影響が少ない材料の総称で、製造時のエネルギーが少なく、二酸化炭素などの排出量が少ない、リサイクルが容易、寿命が長い、自然分解するなどの機能を備えていることです。

※12. スケルトンとは？

環境への悪影響が少ない材料の総称で、製造時のエネルギーが少なく、二酸化炭素などの排出量が少ない、リサイクルが容易、寿命が長い、自然分解するなどの機能を備えていることです。

※13. インフィルとは？

建物内部の間仕切り等の内装や設備を言います。

※14. バックオフィスとは？

企業の中で、対外的に顧客対応などを行うのではなく後方で事務や管理業務を行う部門のこと。対して、窓口業務や営業・販売などを行う部門をフロントオフィスと言います。

VI 新庁舎の整備方針について

1 新庁舎の規模について

(1) 新庁舎の対象職員数 ～規模算定に参入する職員数（部・課）～

整備規模の考え方については、職員数を基本に「新たに求められる機能」を加え検討することになりますが、今後の社会状況の変化や政策などによって、「組織や職員数」の変動が生じることから、絶対的な「基準年度及び職員数」を特定することは難しいものと考えられます。

しかし、現庁舎の老朽化や耐震性の状況など、利用者の安全面や防災拠点機能を考慮すると、早急に対応する必要があることから、早期の完成を目指し、平成25年を基準年度として、職員数を想定します。

なお、職員数については、「鹿沼市職員定数条例」や「定員適正化計画」、さらに「再雇用制度」を踏まえて想定し、新庁舎に入る部局を、現在の本庁舎の本館、新館及び東館にある組織と分散している部課をワンフロアとして集約した場合の数とします。

① 新庁舎対象職員数（概数）について ～規模算定に参入する部署～

①-1：【現庁舎（本館・新館・東館）における各部課及び職員数】

⇒嘱託職員・非常勤職員・臨時職員を含んでいます。

棟階数	<本館> ～3階（一部4階）～	<新館> ～5階～	<東館> ～3階～
5階	X	経済部：産業振興課・観光交流課・農政課・林政課 選挙管理委員会・監査委員会 農業委員会	X
4階		一部居室 都市建設部：都市計画課・土木課・道路維持課・区画整理課・建築課・建築指導課	
3階	総務部：総務課・企画課・人事課・水資源対策課	総務部：総務課 浄書室 会議室等	財務部：契約検査課
2階	総務部：秘書課 議会事務局	総務部：情報管理課 財務部：財政課 市民部：生活課・市民活動支援課・人権推進課	教育委員会：教育総務課・学校教育課・総合教育研究所
1階	財務部：財産管理課・税務課・納税課 市民部：市民課・保険年金課 保健福祉部：厚生課・子ども支援課・障がい福祉課 会計管理者：会計課	保健福祉部：高齢福祉課・介護保険課	都市建設部：道路維持課（維持班） (車庫)
課計	14課1局 (234人)	17課3局 (220人)	3課1所 (55人)



本館・新館・東館における職員数は、「509人」(H25年度)と想定します。

① -2：【ワンストップサービスを基本にワンフロアに集約する部課及び職員数】

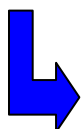
- ◇貝島西区画整理事務所：都市建設部 貝島西区画整理事務所（3人）
- ◇駅西区画整理事務所：都市建設部 駅西区画整理事務所（8人）
- ◇市民文化センター：教育委員会 文化課（7人）
- ◇フォレストアリーナ：教育委員会 スポーツ振興課（7人）



上記による職員数は、「25人」（H25年度）と想定します。

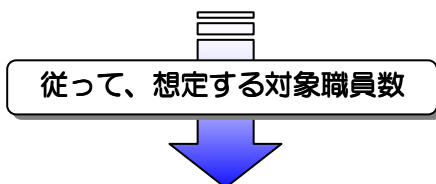
① -3：【特別職】

- ◇市長、副市長、教育長



上記による特別職数は、「3人」（H25年度）と想定します。

上記の①-1、①-2、①-3により、新庁舎における対象職員数（特別職等含む）は、次のとおりとします。



◆新庁舎の職員数（特別職・嘱託職員・非常勤職員・臨時職員含む）は、「537人」と想定します。

■ なお、新庁舎に配置せず、現在の施設機能のままで業務を行う部局は、次のとおりとします。

- ・・・市民情報センター（保健福祉部 健康課・生涯学習課）
- ・・・下水道事務所（環境部 下水道課・下水道施設課）
- ・・・クリーンセンター（環境部 環境課・清掃課）
- ・・・水道事務所（水道部 水道業務課 水道施設課）

（２）将来人口と新庁舎における職員数の考え方

本市の人口は、昭和４０年代から一貫して増加していましたが、平成１３（２００１）年３月をピークに少子化などの影響により、減少が続いています。

特に、年齢構成別では、年少人口（０歳～１４歳）の減少が顕著となる一方、団塊の世代が退職期を迎えるなど、老年人口（６５歳以上）の割合が高まり、今後ますます高齢化が進展するものと思われま

新庁舎の規模算定時の人口及び正規職員数並びに新庁舎に入ると想定される部局の職員数は次のとおりであります。

＜平成２５年（２０１３）４月現在＞

【登録人口】：１０２，０２８人
 【正規職員数】： ９１４人
 【新庁舎に入ると想定される部局の職員数】： 約５３７人（特別職３人・嘱託職員・非常勤職員・臨時職員を含む）

新庁舎の完成及び供用開始時（目標年度：平成３２年度）頃の人口は、第６次鹿沼市総合計画「ふるさと かぬま『絆』ビジョン」の“人口の推移”によると、平成３３（２０２１）年には「９７，０００人」で、平成２５年（２０１３）４月（新庁舎の規模算定時）と比較すると「５，０２８人」の減少と予想されます。

＜～～参 考～～＞

＜第６次鹿沼市総合計画における人口・世帯数の推移＞

項 目	平成２年	平成７年	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２８年	平成３３年
総人口	101,097	104,019	104,764	104,148	102,357	100,100	97,000
世帯数	27,886	30,571	32,291	33,837	34,943	36,670	37,450
一世帯当人数	3.63	3.40	3.24	3.08	2.92	2.73	2.59

※総人口は、国勢調査の確定値である。

※推計人口はコーホート法を用いて推計している。

また、同じく平成３３（２０２１）年における職員数については、地理的な要件や政策などにより、人口減少と比例して減少する訳ではありませんが、ある程度減少するものと考えられます。

この時点の職員数は、鹿沼市定員適正化計画に基づくと「８７８人」と推計できます。その内、新庁舎に入ると想定される部局の職員数は、約５１６人であり、規模算定時の職員数より、２１人少なくなります。

この職員数により、新庁舎の規模を算定すると面積的には、約３５５㎡の減少となりますが、調整の許容範囲と考えます。

従って、新庁舎の完成及び供用開始時点（目標年度：平成32年度）において、人口及び職員数の減少から新庁舎の規模を考察すると大きな影響はないと思われま

しかし、新庁舎の供用開始後、さらに少子化が進展するなど、さらなる社会経済情勢の変化により、人口の減少は続くものと考えられます。

平成52年（2040年）には、厚生労働省（国立社会保障・人口問題研究所）によると本市の人口は、「79,848人」となると公表されています。その時点の正規職員数は、768人と推計されます。

その内の新庁舎における職員は、451人（86人減）と想定され、新庁舎の規模を算定すると面積的には、約1,500㎡が余剰になることが想定されます。

新庁舎については、今後、数十年以上使用することになりますが、組織の改編や職員数の減少などの可能性があるため、将来の施設利用状況を見据えた基本計画や設計の検討が必要になると思われま

特に、各室等の用途が、フレキシブルに変更できるよう柔軟に対応できる施設機能の検討を望みます。

人口と職員数による新庁舎規模（必要面積）の推移

項 目	H25年(2013年) 新庁舎規模算定時	H33年(2021年) 新庁舎供用開始時	H52年(2040年) 供用開始後約20年後
総 人 口	102,028人	97,000人	79,848人
市全体職員数	914人	878人	768人
新庁舎職員数	537人	516人	451人
新庁舎の規模	15,313㎡	14,958㎡	13,780㎡

※新庁舎の規模は、総務省「地方債事業算定基準」による算定表の数字であるとともに、「市民サービスの充実に必要な面積」を付加したものである。

（３）市議会議員数の考え方

議員の数については、地方自治法でそれぞれの都市の人口規模に応じて定められています。

平成25年4月現在、本市の議員定数は、「26人」であり、今後の人口減少や社会情勢による議員定数の変動が考えられますが、将来予想も難しいことから平成25年度を基準年度とします。

従って、想定する議員数

◆新庁舎の市議会議員数は、「26人」と想定します。

（４）必要面積の算定方法

庁舎の持つ機能を踏まえながら「想定職員数」を前提に、庁舎の規模を算定する手法として、次の方法が考えられます。

総務省『地方債事業費算定基準』による方法

市町村人口規模ごとに面積査定基準が示されており、地方自治体による庁舎規模算定の標準的な方法であることから、新庁舎規模の概算算定には最も適切であります。

⇒職員数を基本とし、一般職員1人当たり4.5㎡を乗じて求めます。

⇒倉庫は事務室の面積の13%、会議室や便所等の付属面積は、職員1人当たり7㎡と定められています。

⇒廊下、階段等の面積は、事務室、倉庫及び付属面積の合計の40%。

⇒議会関係諸室は、議員1人当たり35㎡とされています。

国土交通省『新営一般庁舎面積算定基準』による方法

国の官庁施設に関する基準であることから、市民サービスや議会機能を抱える地方自治体の庁舎規模の算定に使用するためには、これらの部分を個別に積上げて規模を算出する必要があります。

⇒職員数を基本とし、一般職員1人当たり4.0㎡を乗じて求めます。

⇒倉庫は事務室の面積の13%、会議室は10人ごとに4㎡を乗じて求めます。

⇒廊下、階段等部分は総面積に35%を乗じて求めます。

他の自治体を参考に算定する方法

最近、他市で建設された庁舎、また、建設中及び設計中の庁舎の面積から、本市の庁舎の面積を算定します。

⇒近年に建設された庁舎の延べ床面積から本庁舎職員1人当たりの面積を求めると、最低は19.49㎡、最高は49.55㎡、平均で32.38㎡となっている。（別紙資料のとおり）

◆上記の各方法により、算定した新庁舎の規模は、次のとおりです。

総務省『地方債事業費算定基準』により算定した場合・・・約13,313㎡

国土交通省『新営一般庁舎面積算定基準』により算定した場合・・・約13,791㎡

他の自治体を参考に算定した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・約17,388㎡

（５）市民サービスの充実に伴う必要面積の算定 ～付加する必要面積～

前項（４）における必要面積の算定については、庁舎が単なる行政事務のオフィス及び議会の場合であると想定しています。

今日の庁舎には、基本的機能のほか「防災拠点機能」や「市民利用機能」など、さまざまな機能が求められているため、この面積に、そうした必要な面積を付加して庁舎規模を定める必要があります。

<「求められる機能」のうち、特に床面積が必要な機能>

防災拠点としての機能



- ・本部会議室（平常時は会議室として使用）
- ・仮眠スペース
- ・救済や緊急医療等の活動がスムーズに行えるスペース（平常時は食堂スペース等の多目的スペース）
- ・防災倉庫
- ・緊急物資の備蓄倉庫
- ・避難者対応スペース
- ・総合相談窓口の設置スペース

想定面積計：175㎡～ 600㎡

来庁舎の利便性を高めるための機能



- ・エントランスホール（来庁者が快適に過ごせるオープンな待合スペース）
- ・売店（コンビニエンスストア等）
- ・ATMコーナーの配置
- ・相談業務を所管する部局に「相談室」の設置
- ・誰もが入りやすい、きれいな「おもてなしトイレ」の設置
- ・洋式トイレ及び多目的トイレ（各フロア）
- ・授乳室（各フロア）
- ・キッズスペース
- ・住民票・印鑑証明等の自動交付機の設置スペース

想定面積計：56㎡～1,120㎡

市民との協働・まちづくりを進めるための機能



- ・多目的スペース（来庁者の憩いの空間や行政事務「確定申告、期日前投票」で活用）
- ・市民ふれあいホール（フリーマーケット等のイベントや展示会等）
- ・市民活動支援スペース（市民が利用できる会議室等）
- ・子供連れの来庁者のための子供広場（一時預り所「託児所」）
- ・市認定ブランド品や特産物の「展示・販売コーナー」
- ・レストラン（食堂）、軽喫茶コーナー（カフェ等）スペース
- ・市政情報コーナー

想定面積計：180㎡～1,341㎡

議会運営を進めるための機能



- ・議席、傍聴席、執行部席のバリアフリー化及び車いすでの傍聴スペースの設置
- ・傍聴席のスペースの拡大と増席
- ・コンサート等で市民に開放できる議場スペース
- ・常任委員会が複数同時開催できる会議室の設置（2室以上が一体利用を可能とする）
- ・委員会室における傍聴スペースの設置
- ・正副議長室、議会図書室等、議会活動に必要な諸室の設置
- ・議場、委員会室に隣接して対応職員の控室の設置

想定面積計：103㎡～ 580㎡

行政事務を効率的に行うための機能



- ・打合せ、作業スペースの設置
- ・ランチルーム（各事務室毎）
- ・共有会議室の設置（各フロア）
- ・書類等の収納、倉庫スペース（執務スペース内）

想定面積計：0㎡～300㎡

高度情報化に対応するための機能



前項（4）の算定方法による基本面積で対応します。

想定面積計： — ㎡

環境と共生するための機能



前項（4）の算定方法による基本面積で対応します。

想定面積計： — ㎡

庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能



前項（4）の算定方法による基本面積で対応します。

想定面積計： — ㎡

従って、上記の平均値により、付加する必要面積

◆防災拠点や市民利用機能など市民サービスの充実に伴う必要な面積は、「約2,000㎡」と想定します。

（６）想定する新庁舎の規模

新庁舎の整備規模（必要面積）については、職員数等による算定方法を基本として検討し、市民サービスの充実など「新たに求められる機能面積」を付加しながら適切な規模を想定します。

＜想定する新庁舎規模の算定＞

新庁舎の規模算定については、前項（４）により、市町村の人口規模ごとに面積査定の基準が示され、庁舎規模を算定する際に標準的な方法である「総務省地方債事業費算定基準」の算定方式が、概算算定には最も適切であると考えられます。

従って「総務省地方債事業費算定基準」により算定した面積を基準とします。

そして、前項の（５）により、防災拠点や市民利用機能など市民サービスの充実に伴う必要面積を付加して求めます。

◆総務省地方債事業費算定基準により算定した想定面積	: 13,313㎡
◆防災拠点や市民利用機能などに必要な想定面積	: 2,000㎡

従って、想定する新庁舎面積

◆想定する新庁舎の規模については、「約15,000㎡」程度を上限と想定します。

＜参考資料＞

現庁舎施設規模（本庁舎・新館・東館）

【敷地面積】：10,243㎡：（本庁舎 9,386㎡・東館 857㎡）

【床面積】：8,961㎡：（本館 4,142㎡・新館 3,417㎡・東館 1,402㎡）

【建築面積】：3,655㎡：（本館 1,984㎡・新館 941㎡・議会 280㎡・東館 450㎡）

（７）部局（部・課等）の配置における基本的な考え方

各部局の配置にあたっては、市民サービスの向上や行政の事務効率の向上を図るため、現庁舎の本館、新館、東館にある各部局を統合し、“ワン部局ワンフロア”を基本に配置しながら、充実した“ワンストップサービス”が提供できるよう次のとおり整理します。

特に、各部局の業務内容を踏まえたうえで、業務連携が必要な部局については、連携が容易となるよう配置します。

なお、新庁舎の低層化が可能であればこの限りではありません。

低層階における基本的な視点

- ☛市民の利用頻度が高い「窓口業務」をはじめ、「相談業務」や「情報提供」などを所管する担当課等については、できる限り低層階のエリアに配置することが望ましいと想定します。
- ☛災害時の避難スペースとして、また、イベント交流の場や待合スペースとしての利用を想定した「エントランスホール」の配置、また、申告受付や期日前投票などに利用できる多目的に利用できるスペース等の配置が必要であると考えます。
- ☛より市民サービスの向上を図るための総合案内所やATMの設置をはじめ、総合的な情報提供コーナーや食堂・売店等の配置も考えられます。
- ☛市民が気軽に立ち寄れる機能を配置することで、まちの賑わいを創出し、まちの活性化に寄与するスペースの配置が想定されます。
- ☛防災拠点としての機能として、避難スペース、防災備蓄倉庫、非常用発電設備、雨水貯留層、給水貯留層などの設備の配置を考える必要があります。

中層階における基本的な視点

- ☛日常的な窓口業務を有しない政策や防災など総務・財務を所管する関係部局については、中層階に配置することが望ましいと想定します。
- ☛市長室や副市長室、また、政策決定用の特別会議室等については、隣接して中層階に配置することが望ましいと考えます。
- ☛議会機能については、議決機関として独立性を保つとともに、傍聴・情報提供機能を充実するなど、市民に開かれた議会施設となるよう配慮し、中層階に配置することが考えられます。

高層階における基本的な視点

- ☛ 窓口業務において、比較的市民の利用頻度が低い業務を所管している担当課等については、高層階を中心に配置することが望ましいと想定します。

共通事項における基本的な視点

- ☛ 市民の利用スペースと執務スペースを区分し、市民の動線と業務上の動線を分離した配置計画の検討が必要であります。
- ☛ エレベーター及び階段の配置には十分に配慮するとともに、各階のレイアウトに合わせた会議室、倉庫スペースの配置が必要であります。
- ☛ 執務室については、オープンフロア、フリーアクセスフロアを基本とし、組織の改編や業務内容の変化にも柔軟に対応するとともに、関係課や職員間のコミュニケーションが図りやすい効率的な執務空間となることが望ましいと想定します。
- ☛ 日常的に必要な打ち合わせスペースを執務室内に配置することや、多様な会議に対応できるように、柔軟に間仕切りの変更が行える共用会議室を各フロアーに設置することが必要であります。
- ☛ 福利厚生施設として、新庁舎には、職員が健康を維持し、職務を円滑に進められるように、休憩室や更衣室などを設置することが必要であります。
- ☛ エレベーターや廊下、階段など動線部分をはじめ、市民スペース、執務室、議場、トイレなど、庁舎全体においてユニバーサルデザインの推進に努めることが必要であります。

（８）想定する駐車場の規模

新庁舎の駐車場については、来庁者用として約150台の確保を目指します。

なお、公用車用駐車場は、新庁舎の位置が「現庁舎敷地」を利用する場合、敷地が狭隘であることから、周辺市有地の敷地外駐車場の活用を検討します。

また、公共交通機関の利用をはじめ、自転車や徒歩などによるコンパクトシティのまちづくりを推進するとともに、高齢社会への対応や環境負荷の軽減のため、公共交通の利便性向上に努め、来庁者にはリーバスや路線バスなどの利用を促進していきます。

さらに、コミュニティセンターにおける窓口業務等の充実による利用促進を図るとともに、窓口業務をはじめとする市民サービスの迅速化や市庁舎外における証明書などの自動交付機設置の拡大を検討しながら、駐車滞留時間の短縮を図り、限られた駐車場の利用効率を高めます。

特に、駐車場の配置については、リーバス等の敷地内への導線や使いやすい区画割の配置を基本に、周辺道路の良好な交通環境を確保するため、円滑に入出できる駐車場形態の検討を行います。

駐車場規模算定

【来庁者用】：150台

所轄人口：70,000人（30,000人は出先機関及びコミセン利用を想定）
来庁者割合：0.9%（窓口）、0.65%（窓口以外）

（窓口部門）

集中度（ α ）：一般事務所、美術館タイプ相当 $\alpha=30\%$

平均滞留時間（T1）：30分

滞留率： $\alpha \times 30/60$ 分=15%

来庁台数=所轄人口×来庁者の人口における割合÷自動車保有率（栃木県）

来庁台数=70,000×0.9%×15%÷1.55=61台

（窓口以外）

集中度（ α ）：30%

平均滞留時間（T1）：60分

滞留率： $\alpha \times 60/60$ 分=30%

来庁台数=70,000×0.65%×30%÷1.55=88台

※来庁者用駐車場=（窓口部門）+（窓口以外）÷150台

※参考『建築計画・設計シリーズ庁舎建設』市ヶ谷出版

2 新庁舎の事業規模（概算事業費）について

（1）事業費算定の考え方 ～想定する事業費～

庁舎の事業規模（事業費）については、整備手法等により事業費の算定額が変わってくるが、新庁舎の適切な規模の整備を行い事業費の低廉化に努めることが望まれます。

財源については、庁舎整備に有利な「合併特例債」を活用するとともに、「庁舎等整備基金」及び「一般財源」を充てることが考えられます。特に、事業費に対する財源の裏付けを明確にするとともに、将来にわたり健全な財政を堅持することが望まれるため、設計段階においてより詳細な分析と検討が必要になります。

① 概算工事費算出における条件等について

具体的な事業費の算出については、「基本設計」、「実施設計」において積算することになりますが、この段階での概算事業費を示す必要があることから、最近建設（計画）した庁舎を参考にするとともに、建物本体工事費の他、仮設庁舎費や解体工事等、様々な費用について想定し、概算事業費を算出します。

なお、「本体工事費」については、その施設の施設規模をはじめ、構造や耐震機能、さらには、デザイン、仕様によって差異が生じます。

前章までの内容を踏まえ、次のとおり算出における条件を設定します。

【新庁舎の規模・構造】

新庁舎の規模は、必要面積を前提とし、構造は、想定する階数（高さ）で最も一般的である「鉄骨鉄筋コンクリート造」を想定します。

[延床面積]： 15,000 m²

[建物階数]： 地上6～7階、地下なし

[構造]： 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）

【耐震安全性】

防災拠点施設として位置付ける庁舎は、その機能の確保が要求されます。

耐震安全性の分類の中で新庁舎の構造体は「Ⅰ類」が要求され、その機能を確保するため「重要度係数」により構造体強度の割増しが定められています。

＜用語解説＞

重要度係数とは？

建築物の構造耐力について、建築基準法で定める最低限の基準数値に、建物の用途別に割増を行うものです。割増を行うことにより耐久性を増大させ、災害時における建物の機能維持、人命安全を確保することになります。

＜耐震性能および重要度係数＞

耐震安全性の分類	耐震安全性の目標	保有すべき性能	重要度係数
＜Ⅰ類＞ 特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。	大地震動に対して無被害あるいは軽微な損傷に止まり、直ちに補修を必要とするような耐力低下を招くことがない。	1.5
＜Ⅱ類＞ 構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる。	大地震動に対し比較的小さな損傷に止まり、直ちに大きな補修を必要とするような耐力低下を招くことがない。	1.25
＜Ⅲ類＞ 建築基準法に基づく耐震性能を確保する施設	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる。	大地震動に対して部分的な損傷は生じるものの、倒壊、部分倒壊などの大きな損傷は発生せず、著しい耐力低下を招くことがない。	1.0

※官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説より

【耐震性能】

耐震性能については、次の3つの構造体について概算工事を試算し、比較検討します。

耐震構造・制震構造・免震構造

新庁舎を防災拠点と位置付けることにより、耐震安全性は、重要度係数1.5相当の確保が必要であります。

耐震性能別に算出した概算工事費は次のとおりです。

＜躯体の構造種別による概算工事費の比較＞

項目	耐震構造	制震構造	免震構造
【共通】	○延床面積：15,000㎡ ○構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造） ○重要度係数は、1.5相当とする。 ○建物仕様等は、前項の標準仕様とする。		
㎡単価	305千円	320千円	335千円
概算工事費	4,575,000千円	4,800,000千円	5,025,000千円

【概算工事費算出のための条件】

概算工事費算出のための条件を次のとおり設定します。仕様内容については、建築工事における標準的なものとします。

＜建築工事に関する仕様内容等＞

項目		仕様内容
【建設場所による制約】		：市街地、寒冷地の仕様とする。
【地下階の有無】		：地下階は想定しない。
【基礎】		：杭工有とする。
【躯体（構造）】		：鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）とする。
【仕上げ】	屋根	：コンクリート造とする。
	外壁	：タイル張り及び塗装仕上げとする。
	窓	：外部開口部は、断熱性のアルミサッシとする。
【内装】	床	：タイルカーペット、ビニル床シート
	壁	：クロス、塗装、木
	天井	：岩綿吸音板
	※なお、内容については、地場産材を活用した木質化を前提とする。	

＜電気・機械設備・防災拠点施設設備工事に関する仕様内容等＞

項目		仕様内容
【電気設備関係】	照明	：蛍光灯を主体とする。部分的に「LED」や人感センサーを採用する。 なお、電気容量は、一般オフィス同等（0.18KVA/m程度）とする。
	その他の設備	：太陽光発電設備の導入を想定する。
【空調設備関係】		：エリア毎の冷暖房切替方式とする。 空調面積率は、延床面積の75%程度 ：換気は、機械換気とし、自然換気を有効に利用する。
【衛生設備関係】	給水	：上水道及び雨水の利用を想定する。
	排水	：下水道の利用を想定する。
	衛生	：節水型の器具とする。
【昇降機設備関係】		：標準タイプを採用し、身障者対応とする。 なお、設置数については、荷物用も含めその必要性について、十分な検討が必要である。
【防災拠点施設設備関係】		：非常用発電機及び大型受水槽、備蓄倉庫などを想定する。

（２）概算事業費の算出

近年の同規模の庁舎における㎡当りの単価は別紙参考資料のとおりとなっています。

ここでは、県内における先進市（別紙資料）の本体工事費算出額を参考にしながら、耐震化や自然エネルギー等の導入を見据え、㎡単価を「33.5万円/㎡」と想定して概算事業費を算出します。

なお、構造躯体は、鉄骨鉄筋コンクリート造とし、建物の仕様内容は、標準的な仕様とします。

＜想定される概算事業費＞……現庁舎敷地に整備の場合

施設の規模・構造等に関するこれまでの検討内容を踏まえ、また、本体以外の工事費にあっては一般的な事例等から算出した場合の概算事業費であります。

区分	数量	単価 (千円/㎡)	概算事業費 (単位：千円)	備考
本体工事費	15,000㎡	335	5,025,000	※免震構造とした場合
外構工事費	一式		82,000	※敷地面積から新庁舎建築面積を除いた面積 (現敷地7,243㎡－想定建築面積3,000㎡)
設計監理費	一式		70,000	
用地取得費	(※現時点においては、算定しないこととします。)			
仮設庁舎費	7,502㎡	75	562,000	※本館・新館のみ。東館は継続使用。設計費込
建物解体撤去費	8,961㎡	21.8	195,000	※現庁舎全て、設計費込
備品購入費	一式		100,000	
引越費用	一式		10,000	
概算額計			6,044,000	

従って、想定する事業費

◆想定する新庁舎の整備事業費は、「約60億円」程度を上限と想定します。

※同時期に開催される「東京オリンピック」に伴い建設費（資材費・人件費等）の高騰（直接工事費：最大1.2倍程度）が予想されるため、柔軟な対応が必要であると思われます。

（３）財源の検討 ～財政負担のシミュレーション～

財源については、国からの財政支援において有利な「合併特例債」及び新庁舎建設のための基金の活用が考えられます。

なお、財源の確保に努めながら、一般財源額の抑制を図ります。

① 合併特例債の活用

新庁舎整備の主な財源として、「合併特例債」の活用を予定しています。一般的に庁舎建設については、国や県の補助金がないため、建設のための基金や起債事業で賄っていますが、この場合には交付税措置はありません。

合併特例債は、合併市町村が使用できる市債（借金）で、後年度に返済する元金と利子の70%が国から地方交付税として措置される有利な市債であります。

本市の場合は、平成18年の旧粟野町との合併により、合併特例債が活用できる期間は、合併から10か年（平成27年度まで）となっていました。東日本大震災以後の法律の改正によりさらに5年間延長され、平成32年度まで活用することが可能になりました。

新庁舎整備に合併特例債を活用するため、庁舎整備基本構想の策定後、「鹿沼新市建設計画“かぬまあわの新まちづくりプラン”」の見直しを行います。

しかし、合併特例債といえども後年度負担を伴いますから、より一層の行政改革の推進を図りながら、健全財政の維持に努める必要があります。

② 基金の活用

起債対象経費に充当されない5%の事業費と起債対象外経費については、一般財源が必要となるため、「庁舎建設基金」の積立の措置が必要となります

【庁舎建設基金】⇒平成25年度現在残高：7億円

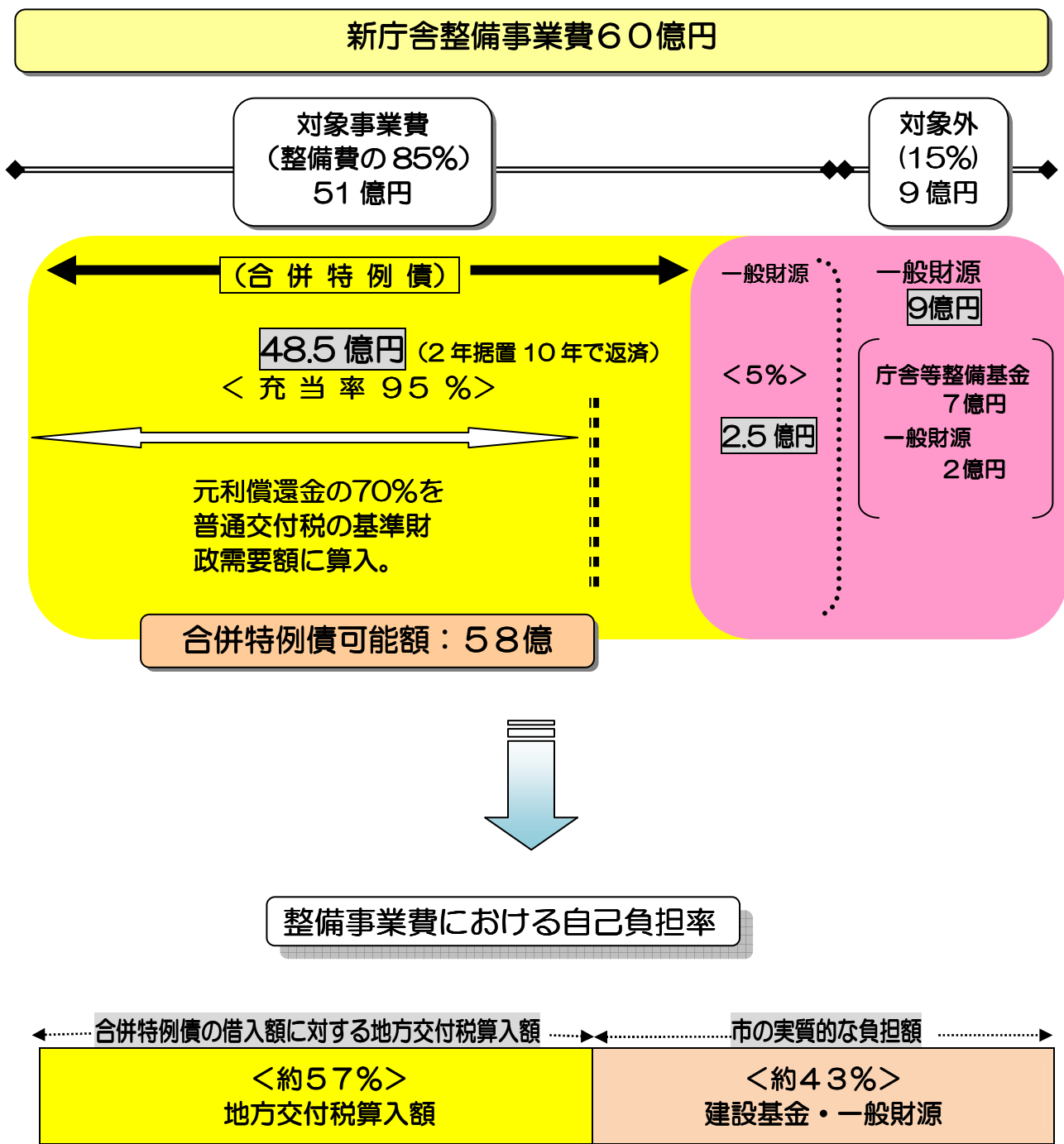
＜用語解説＞

合併特例債とは？

合併市町村がまちづくり推進のため、市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く10か年度（5か年延長可）に限り、その財源として借入れることができる地方債（借金）です。

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や合併に伴い必要となる事業に係る経費の「95%」まで借り入れすることができ、返済額の70%が国からの普通交付税として措置されます。

＜新庁舎整備事業費を60億円と想定した場合のシミュレーション＞



合併特例債を活用した場合、簡単な試算ではありますが、総費用の約57%が国から財政支援されます。

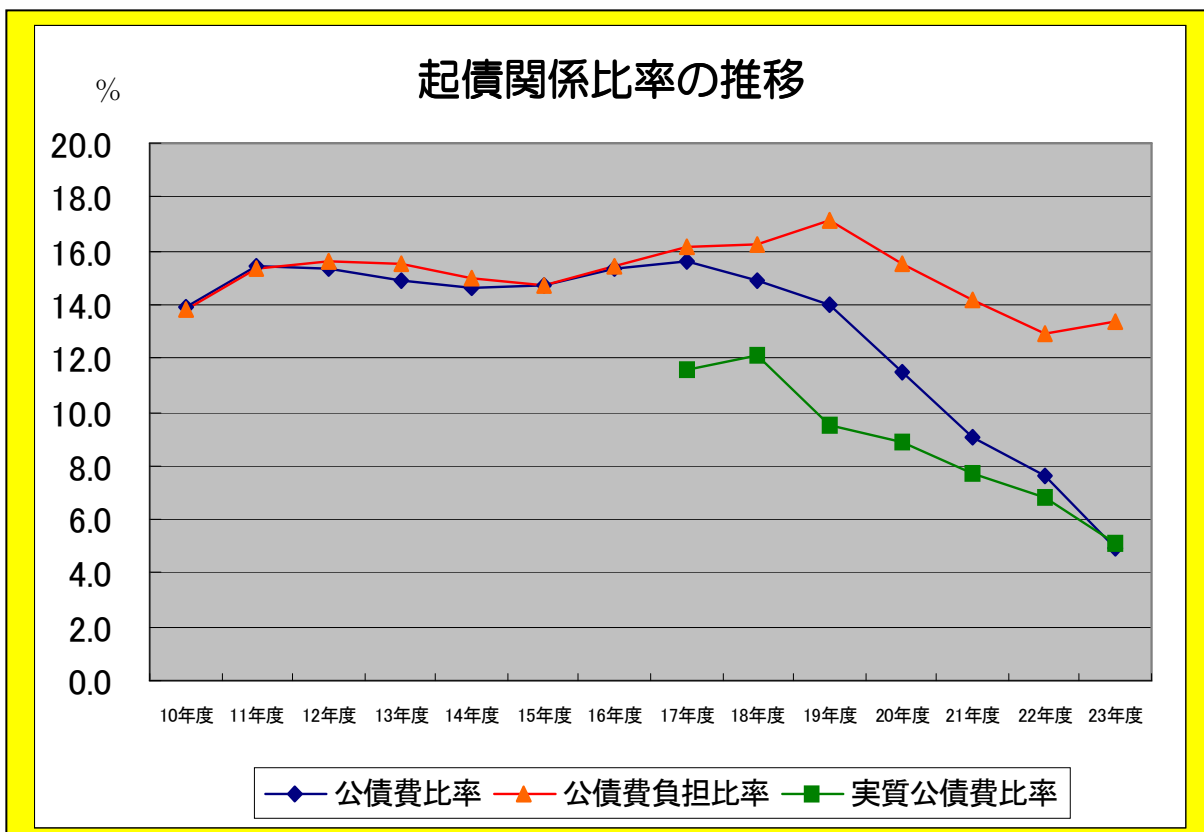
従って、市は約43%の費用負担で本庁舎を整備することができます。

【市債の健全化】 ～～鹿沼市第4期「財政健全化推進計画」により～～

- 市債借入を抑制し、特に「建設事業債」については、5年間の発行額の上限を「100億円、年平均20億円以内」としています。
- 起債制限をするための指標である実質公債費比率（平成23年度：5.1%）は、元利償還金が普通交付税の基準財政需要額に措置される有利な起債の活用を図りながら、「5%」を目指しています。
 - ・・・自治体の借金である市債の状況を把握するための指標として、公債費負担比率が用いられます。公債費負担比率（平成23年度：13.4%）は、市債の元利償還に充てられた一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標であり、財政構造の弾力性を判断するものであります。

一般的に15%以上で警戒ライン、20%以上で危険ラインとされています

- 鹿沼市の場合、健全化判断比率の1つである実質公債費比率については、県内でも良好なものとなっています。
- 新庁舎建設による市債を含め、公債費負担比率を推計すると警戒ラインである15%以下を推移するものと予想され、適正な水準となっています。



この「財政健全化推進計画」の範囲内の調整により、市の財政は「厳しい財政状況の中でも運営可能な水準」を維持できると考えられます。